

板橋区人材確保支援事業業務委託仕様書

1 件名

板橋区人材確保支援事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、引き続き1年単位での契約更新を予定している（最大3年間）。

3 目的

区内中小企業の持続的発展に資するため、人材採用・定着・育成や多様な人材活用の強化を図る。

4 事業内容

人材採用・定着などの人材確保に関する課題をもつ板橋区内に事業所のある中小企業者を対象に、合同就職説明会の開催により人材確保の機会を創出するとともに、人材採用・定着・育成、多様な人材活用強化の支援（人材確保セミナーやイベント参加企業への伴走支援）を行う。

人材戦略の技術的な知識を提供することで、多様な人材を確保でき、企業が持続的に発展できる仕組みづくりに寄与する。

5 履行場所

区内施設、区内事業所等

6 委託条件

（1）本事業は東京都地域人材確保総合支援事業（区市町村）補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施するものであるため、要綱の内容や主旨に合致した事業運営を行うこと。

（2）人件費等の経費は労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準とすること。

（3）「東京都地域人材確保総合支援事業（区市町村）委託契約等の計画書」（以下、「計画書」という。）を作成し、区に提出、確認を受けること。
なお、計画書の作成に際して、次の様式を使用すること。

一般事業 第16号様式の1の1及び同様式の1の1別紙

（4）作成した計画書に記載した事項を達成するよう努めるとともに、計画達成のために区から指導等があった場合にはこれに従うこと。

（5）事業の実績については、区が指定した期日までに東京都地域人材確保総合支援事業（区市町村）補助金交付要綱委託契約等の実績報告書を提出す

ること。

(6) 実績報告書は次の様式を使用すること。

一般事業 第17号様式の1の1

上記様式及び下記添付書類

(添付書類)

A 事業費・人件費等の内訳（例：契約台帳・賃金台帳、経理状況のわかるものの写し）

B 雇用・就業者数（内訳も含む）が確認できる書類・記録等（任意様式）

C 人材育成及び就業支援の実施状況が確認できる書類・記録等（任意様式）

(7) 事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合には、区は、委託契約金額の一部または全部を返還させる権利を有する。

(8) 要綱第19条の規定に基づき、補助事業の適正を期する必要があるときは事前に通知し、受託者立会いの基に東京都が受託者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件検査を行い、若しくは関係者に質問することがある。

7 委託事業内容

上記、事業の目的および事業内容に則り、下記を委託する。

(1) 全体マネジメント

設定した目標を達成するスケジュールと計画を立て、十分な業務推進体制を整えること。下記のそれぞれの事業が有機的につながるよう工夫すること。

(2) 事業の周知

ア 企業への周知

中小企業は様々な課題を抱えており、経営者や役員等が複数の重要課題対応をしているケースが多く、人材に特化した部門や担当がいることは稀である。

上記を踏まえ、人材確保に関する課題を抱えた企業に本事業の支援内容がいきわたるよう、周知は十分に工夫をし、本支援を必要としている企業を漏れなく洗い出すよう努めること。

イ 求職者への周知

企業が求める人材を分析したうえで、効果的な周知を行うこと。

多様な人材に対して、幅広く周知すること。

(3) 人材確保に関するセミナーの実施

・開催回数は5回程度とし、人材確保だけでなく、定着・育成、生産性の向上や多様な働き方の導入等、最新の動向を踏まえすべて異なる内容で

実施すること。

- ・各セミナーは、人材戦略の知識や経験を実践的に身に付けるためのワークショップを含んだプログラムとすること。
- ・区の企業表彰制度である「いたばし人と未来を創る会社賞」や「いたばし good balance 会社賞」の応募の動機付けや活用を検討する機会とすること。

(4) 合同企業説明会の実施・運営

- ・多様な人材の採用を実施する企業を中心に合同企業説明会を行う。
- ・開催回数は4回程度とし、1回あたりの出店企業は25社以上、求職者の参加人数は1回あたり100名以上を目標とすること。
- ・開催後の効果測定を実施することとし、そのひとつとして、就職決定者数を確認すること。
- ・就職決定者数は合計25名程度を目標とすること。
- ・出展企業が本説明会を十分に活用できるよう工夫し、対面またはwebにて全体説明会を実施すること。

(5) 合同企業説明会参加企業への伴走支援

- ・人材課題の解決に求められる技術や知識取得による自走化を目的とし、合同企業説明会参加企業を対象に準備段階から終了後の選考の実施までを支援する。
- ・合同企業説明会参加決定後から開催まで定期的に連絡し、準備状況を確認し、必要に応じてサポートを行う。
- ・合同企業説明会終了後、選考、入社準備に関する相談の対応を行う。

(6) 企業PR支援

※上記(4) 合同企業説明会参加企業を対象とする

- ・動画制作等、求職者の関心を引く視覚効果を活用すること。本業務の履行における成果物の所有権は、全て区に帰属するものとする。
- ・若手社員のインタビューなど、求職者に就職後のイメージがわきやすいものとなるよう工夫すること。

(7) 事業専用サイトの設置・運用

- ・区内企業、区内求職者の双方に支援情報を配信するための事業専用サイトを開設する。

(8) その他、事業目的を達成するために必要なこと。

なお、区とあらかじめ協議のうえ、広報活動等を進めること。その際、事業経費は必ず年度ごとに明確に区別すること。

8 支払い方法

検査に合格した後、請求に基づき一括で支払う。

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、関係法令の規定及び労働基準法をはじめとする労働関係法規を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者の責めに帰すべき事由により、板橋区又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。
- (4) 本業務において自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。
- (5) 大容量ファイルや個人情報を含むデータの授受を行う場合は、原則区の指定するファイルストレージシステムを利用すること。
- (6) 本仕様に定めのない事項や疑義が生じた場合は、区と受託者で協議のうえ、決定すること。

10 担当部署

産業経済部産業振興課産業支援係 担当：木下 TEL 3579 2172

個人情報を取り扱う業務委託契約の 特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）等を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

2 この特記事項における「個人情報」とは、次に掲げる個人情報等を総称するものとする。

- (1) 個人情報保護法第2条第1項に規定する「個人情報」
- (2) 番号法第2条第8項に規定する「特定個人情報」

3 乙は、この契約に基づく業務に従事する者の範囲を明確化したうえで、適切に監督し、個人情報の取扱いに係る研修・教育を行うものとする。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了した後又は解除された後も同様とする。

2 乙はこの業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対し罰則が適用される可能性があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、番号法第19条各号に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせて（「再委託等」という。）はならない。ただし、当該業務の一部について第三者に再委託等をする必要がある場合には、あらかじめ再委託等をする事業者（「再受託者等」という）の名称・所在地、再委託等の内容、理由、事業執行の場所及び従事者を甲に書面（別記第1号様式）をもって通知し、甲の書面（別記第2号様式）による承諾を得なければならない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により再受託者等に取り扱わせる場合は再受託者等の

当該業務に関する報告を行わせるとともに、その内容を甲に書面にて報告しなければならない。また、再受託者等の当該業務に関する行為については、甲に対しすべての責任を負うものとする。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

甲の許可を得て複写又は複製したときは、当該複写物又は複製物を裁断、焼却又は溶解等により利用できないように処分しなければならない。

(個人情報の授受及び保管)

第6 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意義務をもって当たり、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を防止しなければならない。

2 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく乙の事業所から持ち出してはならない。

(個人情報の返還)

第7 乙は、業務を終了したとき、契約を解除されたとき又は甲が請求したときは、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、直ちに甲に返還若しくは引き渡し、又は廃棄するとともに、返還若しくは引渡し又は廃棄を証明する書類を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(立入検査及び調査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の管理状況等について、隨時に実地に立入調査又は調査し、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(事故発生の報告)

第9 乙は、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知する。また、当該事故解決に努めるとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

第10 この契約による業務の処理中に不良又は不用な製品が発生したときは、乙は、その発生数量、発生原因を甲に報告し、その処分について甲と協議するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求を

することができる。

- (1) この契約による業務を処理するために乙又は再受託者等が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者等の責に帰すべき理由により個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(公表措置)

第 12 甲は、乙が個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を発生させたときは、その事実を公表することができる。

2 甲は、乙が第 1 から第 11 までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し又は怠った場合には、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会に報告するとともに、その事実を公表することができる。

第1号様式

東京都板橋区再委託承認申請書

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

下記のとおり、受託業務の一部を再委託したいので承認願います。

記

契約件名	
契約締結日	
契約番号	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで

再委託内容

再委託先	所 在 地
	団 体 名
	代表者氏名
再委託業務	(内容・執行場所・従事者等)
再委託理由	
再委託期間	年 月 日から 年 月 日
添付書類	個人情報保護措置について確認できる書類として 1 再委託先との契約書又は仕様書の写し 2 その他 ()

第2号様式

東京都板橋区再委託承認（不承認）通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付で申請のあった再委託承認申請について、下記のとおり通
知します。

記

通知内容	承 認 • 不 承 認						
契約件名							
契約締結日							
契約番号							
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで						
再委託先	<table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td></td> </tr> </table>	所在地		団体名		代表者氏名	
所在地							
団体名							
代表者氏名							
再委託業務							
承認条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 本契約の受託者は、再委託先社員に対し、受託者社員と同様にセキュリティ教育を実施すること。 2 個人情報の保護に関する事項について、再委託先においても、必要に応じて区への報告又は区の立ち入り調査に応じること。 3 再委託先の責に帰すべき理由による損害が発生したときは、受託者は再委託先と連帶して必要な措置及び損害賠償をすること。 4 再委託先において、その受託業務の一部を更に再々委託することを禁止する。 5 その他 [] 						
不承認の理由							